

国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程の一部改正（案）

現行	改正案
<p>本則 （選考） 第3条 外国人語学教員の選考は、学長から選考を委任された<u>大学教育委員会</u>が行うものとする。</p> <p>2 <u>大学教育委員会</u>は、外国人語学教員選考にあたり選考規程等を別に定めるとともに、教育研究評議会に対して、採用計画及び選考結果を報告するものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>本則 （選考） 第3条 外国人語学教員の選考は、学長から選考を委任された<u>教育・学生生活委員会</u>が行うものとする。</p> <p>2 <u>教育・学生生活委員会</u>は、外国人語学教員選考にあたり選考規程等を別に定めるとともに、教育研究評議会に対して、採用計画及び選考結果を報告するものとする。</p> <p>3 （略）</p>

附 則（規程第71号）

この規程は、平成27年11月26日から施行する。